

質問回答書

質 問 書		回 答 書
質問事項	質問内容	回答
・トレーニング室の器具について	・トレーニング室の器具が、現在設置してある数よりも少なく感じる。仮に運営業務をするようになった場合、当社負担において器具を創設するのか、市として充実したものにしていただけるのかどちらの方針なのか。	プロポーザル仕様書の別紙1「貸与備品一覧」は、市が所有する備品のみ記載しています。 現在の受託者が受託者負担で設置している器具は、ランニングマシン3台、バイク3台、スピニングバイク3台をはじめ、計18台あります。プロポーザル仕様書の7施設管理条件(8)に記載してあるように、受託者はトレーニングルームの充実を図るため、トレーニングマシン等を導入し、利用者の健康増進向上に努めていただきますが、その費用については、様式第10号(参考見積書)の支出項目の中で算定してください。
・契約金額について	・書類上の中で、固定額と変動額のお金の流れが、指定管理とは異なります。変動額について、詳しく教えていただきたい。	地方自治法第244条の2の規定により、市が適当と認めるときは、公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として收受することができることとされています。 当業務については指定管理ではないため、利用者が支払う実費徴収金の収納業務までを委託します。受託者は、利用者が支払う実費を預かり、市に対し月ごとに実績報告を行うとともに、納付書で市歳入に入金することになります。市は、上半期(4～9月分)及び下半期(10月～翌年3月分)ごとの委託料を、固定額と変動額(実費徴収金として市歳入に入金した額)をあわせた金額で支払う予定ですが、支払時期については別途協議し変更することも可能です。
・利用料について	・トレーニング施設の充実をするため、器具の増設を市に依頼をし、利用料を下げるおよび変動額を減少させることは可能ですか。	市は、器具の増設のための予算を計上していません。受託者はトレーニングルームの充実を図るため、トレーニングマシン等を導入し、利用者の健康増進向上に努めていただくこととなります。 実費徴収金の額は、実施要綱に定める上限額(1か月5,500円、1回550円)の範囲内で、市と協議し決定することになりますが、金額を下げることで変動額が少なくなると、市が支払う委託料の金額も少なくなります。
・会計報告について	・今までの予算書、決算書は見せていただけるのでしょうか。	平成30年度から令和4年度までの決算における収入金額は、固定額700万円及び様式第10号【参考資料】の「利用者実費徴収金額」をあわせた金額になります。 支出に関する項目は、主なものとして、人件費、外部講師への謝礼、機器の減価償却費などがあります。提案する事業計画や管理方法により、応募者にて算定してください。
・利用実績について	・トレーニング器具の有酸素系な器具とパワー系な器具との、使用実績がわかる資料があれば見せていただきたい。	トレーニングルーム・スタジオの延べ利用人数については様式第10号の【参考資料】のとおりですが、有酸素系とパワー系の器具の使用実績については把握していません。
・その他	・利用促進のため、開講講座参加者に向けて、利用無料券などのサービス対応は、独自に計画してもいいのか。	プロポーザル仕様書の6業務内容(2)に記載してあるように、施設の有効活用を含めた、施設利用の促進に向けた広報、集客活動に関する業務を行っていただくこととなりますが、その内容については、受託者に提案いただき、市と協議し実施していただきます。 利用無料券などのサービス対応についても可能であると考えます。